

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 26. 5. 8 第 186 回国会第 9 号

5 月 8 日（木）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 54 号）

- ・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、生活）
- ・郡和子君外 7 名（自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、生活）から提出された附帯決議案について、郡和子君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、みんな、結い、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

宮 崎 政 久 君（自民）

- ・森国務大臣のゴールデンウィーク期間中の米国外遊に関し、消費者行政の観点からの成果について伺いたい。
- ・景品表示法について、農林水産省の食品表示 G メンが消費者庁職員に併任発令されたことに関し、現在実施されている食品表示 G メンの取組状況について、また、法改正後の食品表示監視体制について、農林水産省に伺いたい。
- ・（独）国民生活センターの相模原研修施設については、単純な費用対効果だけではなく、それ以外の効果も踏まえて再開の検討を行って欲しい。施設の現状と費用対効果の考え方を森国務大臣に伺いたい。

古 屋 範 子 君（公明）

- ・消費者安全法について、先日の参考人質疑では、中山新宿区長から、先進事例として、新宿区における見守り活動を紹介していただいた。消費者庁として、新宿区の事例から得た教訓と、今後の消費者安全確保地域協議会推進に当たっての活用策について伺いたい。
- ・森国務大臣は、先月、佐賀県において、タブレット端末を使った高齢者の見守り実証事業を視察したとのことである。政府として、ICT（情報通信技術）の活用による高齢者の見守り情報の共有化を今後どう推進していくのか、同行した福岡大臣政務官に伺いたい。
- ・消費者庁が消費者行政の司令塔となって地域見守りネットワークを推進していくためにも、消費者庁自身の人材育成は急務と考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

郡 和 子 君（民主）

- ・消費者安全法について、地域の見守りネットワークの対象者名簿を介護保険台帳等を基に作成している地方自治体がある。この点に関し、審議中の医療介護総合推進法案では、要支援 1 及び 2（訪問介護及び通所介護）に該当する者は介護保険給付から外されることになるが、この制度が実施されると、これらの人々が見守りの対象から漏れるようなことにはならないか。
- ・消費者被害の拡大防止及び被害回復において、福祉関係者や法曹関係者によるアウトリーチの手法による活動が重要であると考えているが、いかがか。
- ・適格消費者団体については、地域による偏在が見られるが、現時点において、適格消費者団体の認定準備段階の団体はあるのか。また、団体数を増やすための支援については、どのように考えているのか。

重 徳 和 彦 君（維新）

- ・昨年の委員会質疑において、消費者行政におけるワンストップ・サービスやパーソナル・サポートについて検討する提案をしたが、現在までの検討状況について伺いたい。
- ・消費者安全法に関し、消費者安全確保地域協議会の構成員として想定される民間の団体や個人について伺いたい。
- ・消費生活協力員に対する秘密保持義務が厳し過ぎるとなると、協力員間の連携が阻害されかねない。制度を有効に活用するための運用方法を考えるべきではないか。

柏 倉 祐 司 君（みんな）

- ・景品表示法について、過去 10 年間に都道府県が実施し

た指示等の是正勧告の回数には大きな開きがあり、中には一度も行っていない県もある。これらを是正し、各都道府県による執行の均一化を図る取組を実施する必要があると考えるが、いかがか。

- ・都道府県知事への権限の委任に際しては、全国で同様の消費者行政サービスが受けられるよう、統一基準を国が明示する必要があるのではないか。
- ・JAS法では直罰規定を設けている一方、景品表示法では罰金ではなく、課徴金の制度を採用するとした理由は何か。

井 坂 信 彦君 (結い)

- ・楽天の二重価格表示問題に関し、消費者庁が楽天に行った再発防止要請の景品表示法上の根拠について伺いたい。また、今回の法改正により、同様事案に対して、より厳しい対処が可能となるのか。
- ・場所貸し事業者も処罰の対象となる出店業者との「共同キャンペーン」の定義について、より明確にする必要性があるのではないか。また、場所貸し事業者による不当表示のそそのかし行為に対する罰則強化について、今後の課題として法改正を検討すべきではないか。
- ・不動産業者による「おとり広告」は、今回の法改正によって抑止されると考えられるか。

穀 田 恵 二君 (共産)

- ・消費生活相談等の民間委託について、消費者行政担当職員との連携や、相談情報の管理体制の不十分さ等の懸念

が残っているにもかかわらず、なぜ消費者安全法を改正してまで「民間委託できる」こととするのか、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・消費者庁等による雇止めの抑止など消費生活相談員の処遇改善に向けた取組が、地方で徹底されない理由は何か。また、処遇改善策として基金などによる財政的支援と併せ、法的、制度的支援を行う必要があると考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項、同法が国会審議の際に付された附帯決議及び消費者委員会の建議において、国が消費生活センターや消費生活相談員の適正な配置基準等を示すべきとしているが、今回の法案では、これらについて全く触れられていない。早急に配置基準など地方が目指すべき姿を明らかにすべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

青 木 愛君 (生活)

- ・消費生活相談員の「あっせん」業務について、(独)国民生活センターの取組方針、同センターによる地方の消費生活相談員に対する研修での指導方針について伺いたい。
- ・消費生活センターの有効性を示す指標として、全国の消費生活センター等における「あっせん」の実施件数、その内の解決件数と不調件数などについて取りまとめを行い、公表することが有用と考えるが、いかがか。
- ・消費生活相談員の存在とその必要性をアピールする上で、現在7%程度の「あっせん」率を向上させる必要があると考えるが、今後の方策について伺いたい。